

宿泊約款 ビジネスホテルサンパレス

第1条（適用範囲）

- 私共のホテルの締結する宿泊契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款の定められていない事項については法令、または慣習によるものとします。
- 私共のホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

第2条（宿泊契約の申し込み）

- 私共のホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を私共のホテルに申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - その他私共のホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、私共のホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

- 宿泊契約は、私共のホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。但し、私共のホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により私共のホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、私共のホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 前条第2項の規定にかかわらず、私共のホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、私共のホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

私共のホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- 満室により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

4. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ.法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

5. 宿泊しようとする者が、伝染病であると認められるとき。

6. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

8. 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に迷惑を及ぼす言動をしたとき。

第6条 (宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は私共のホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 私共のホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により私共のホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

ただし、私共のホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、私共のホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 私共のホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後11時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとしてみなし処理することがあります。

第7条 (私共のホテルの契約解除権)

1. 私共のホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 第2条第1項の事項の申告を求めた場合において期限までにそれらの事項が申告されないとき。

(2) 第3条第2項の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

(3) 第5条(3)から(8)までに該当したとき。

(4) 寝室での寝たばこ、消防施設等に対するいたづら、また麻薬等の薬物の使用、その他私共のホテルが定める利用規則に従わないとき。

2. 私共のホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 (宿泊の登録)

宿泊客は、宿泊日当日、私共のホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

2. 外国人にあつては旅券番号、入国地及び入国年月日

3. パスポートの確認とコピーを取ること

4. 前日の宿泊地の確認

5. 出発日及び出発予定時刻

6. その他私共のホテルが必要と認める事項

第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が私共のホテルの客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、午後0時から午後3時までの間は清掃のため、一旦ご退室をしていただきます。
2. 私共のホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、私共のホテル内においては、私共のホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本の通貨またはクレジットカード等により、宿泊の登録の際または私共のホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 私共のホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条（私共のホテルの責任）

1. 私共のホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
ただし、それらが私共のホテルの責めに帰すべき事由によるべきものでないときは、この限りではありません。
2. 私共のホテルの宿泊に関する責任は宿泊者が私共のホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊者が出発するために客室をあけたときに終わります。
3. 私共のホテルは、万一の火災等に対処するため旅客賠償責任保険に加入しております。

第13条（契約した客室の提供ができないときの取扱）

私共のホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、私共のホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条（寄託物等の取扱）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、私共のホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、私共のホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、私共のホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、私共のホテルにお持込みになった物品または現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、私共のホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、私共のホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、5万円を限度として私共のホテルはその損害を賠償します。
3. 美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

第 15 条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合 2 ヶ月保管します。

お飲み物、食品はチェックアウト当日に処分致します。

所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分します。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 16 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意または過失により私共のホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は私共のホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 11 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額

基本宿泊料（室料）

追加料金

その他の利用料金

消費税

税法が改正された場合は改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

（一般 4 名まで）

当日 宿泊料金の 100%

不泊 宿泊料金の 100%

（団体 5 名以上）

7 日前 宿泊料金の 20%

前日 宿泊料金の 80%

当日 宿泊料金の 100%

不泊 宿泊料金の 100%

（注）

1. %は宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。

利用規則

(固くお断りすること)

1. ペッドの中など火災の原因となりやすい場所での喫煙。
2. ホテル内で暖房用・炊事用等の火器およびアイロンの使用。
3. ホテル内に下記の物品等のお持ち込み。
 - イ) 動物・鳥類その他ペット類全般。
 - ロ) 悪臭を発したり不潔なもの。
 - ハ) 常識を超えた多量な物品。
- 二) 発火又は引火しやすい火薬類・油類または危険性のある物品。
- ホ) 法により許可されていない銃砲・刀剣類および薬品類。
4. ホテル内で他のお客様にご迷惑をおよぼすような高声、放歌、喧騒な行為。
5. ホテル内でとばく、および風紀を乱すような行為。
6. 客室やロビーを事務所または営業所的な目的で使用すること。
7. ホテル内で許可なく広告物等の配布・掲示または物品の展示、販売等を行うこと。
8. 外来客を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させること。
9. ゆかた、スリッパなどで客室階以外の場所にお出かけになること。
10. ホテル外からの飲食物の出前またはそれに類する行為。
11. 廊下やロビーなどに靴や他所持品の放置。
12. ホテル内の諸設備、諸物品を本来の目的以外の用途にご使用されたり、他の場所に移動するなど現状を変更する行為。
13. 不可抗力以外の事由により建造物、備品その他の物品の損傷・紛失・汚染などをすること。および異物を取り付けるなどの行為。(被害相当額を弁償していただきます。)

1. 避難経路図および非常口をご確認いただき、不明な点はフロントでご確認ください。
2. 客室入口ドア、自動ロックとなっておりますが、お出かけの際は施錠をご確認ください。また、訪問者に対してはドアスコープを有効にご利用ください。
3. ご宿泊日数またはご宿泊人数を変更される場合は、まえもってフロントにご連絡ください。尚、宿泊日数を延長される場合は、その時点までのお勘定を一担ご精算いただきます。
4. ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度お支払いください。
5. ホテル内でのお忘れ物は、宿泊約款第 15 条第 2 項により処理させていただきます。